

年金あきらめていませんか？

ご自身の年金記録を
確認することで公的年金を
受け取れる場合があります

平成 29 年 8 月 1 日より、公的年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）が、それまでの 25 年から 10 年に短縮されています。

全国で持ち主不明の年金記録が令和 4 年 9 月時点で約 1,754 万件あります。昔、働いていたのに年金受給額に反映されていないのでは？とお思いの方の年金が増額されたり、10 年以上納めたはずなのに年金を受給していない方が年金を受け取れるようになる場合があります。

また、年金制度に加入していなかった期間でも一定の条件を満たしていた場合に、年金を受け取れる場合もありますので、今一度ご自身の年金記録を確認してみましょう。

ねんきんネットで年金記録を確認してみよう

パソコン・スマートフォンをお持ちの方は、「ねんきんネット」に登録することで 24 時間いつでも、ご自身の最新の年金加入記録を確認できます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル内「もっとつながる」から「ねんきんネット」と連携することにより利用・確認ができます。

これまでのご自身の年金記録を確認することにより、統合されていない国民年金や厚生年金記録を見つけた場合は、年金事務所でも統合手続きができますので、この機会に「ねんきんネット」をご活用下さい。

ねんきんネット登録方法はこちらから https://www.nenkin.go.jp/n_net/

マイナポータルからの連携方法はこちらから

https://www.nenkin.go.jp/n_net/registration/mynaportal.html

年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間があります

過去に年金制度に加入していなかった期間でも、次のような期間は、公的年金の受給資格期間に加えることができる場合があります、これを合算対象期間（カラ期間）といいます。

- ・昭和 61 年 3 月以前に、65 歳未満の厚生年金・共済年金加入者の配偶者で国民年金に任意加入していなかった期間
- ・平成 3 年 3 月以前に 20 歳以上の学生だった期間（通信制・夜間制を除く）で国民年金に任意加入していなかった期間
- ・20 歳～60 歳までの間で、海外に在住していた期間（日本国籍で国内に住民登録がなかった期間）

昭和 61 年 3 月以前の厚生年金・共済年金加入者の配偶者と平成 3 年 3 月以前の学生は、国民年金の加入が任意であったため、加入していない方も多くいらっしゃいました。

国民年金の任意加入制度

国民年金の加入義務は 60 歳到達月の前月までですが、この時点で免除期間を含む保険料納付済期間と合算対象期間の合計が 10 年に満たない方は老齢年金を受け取れません。

このような状況を防ぐために、10 年の受給資格期間を満たしていない 70 歳未満の方で厚生年金・共済年金に加入していない方は、任意で国民年金に加入して保険料を納めることにより老齢年金を受給できる場合があります。

- ・任意加入中の保険料は原則、口座振替での納付になります。
- ・任意加入中は保険料免除制度を利用できません。

10 年以上保険料を納付している方でも、国民年金保険料の免除期間や未納期間があり、満額の老齢基礎年金を受給できない方は 60 歳から 65 歳到達月の前月までの期間に、増額のための任意加入ができます。

手続き・問い合わせ先

合算対象期間・年金記録については

ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号（年金加入記録の送付依頼）
0570-058-555 固定電話からかける場合は市内通話料金で通話できます

ねんきんダイヤル（年金に関する電話相談）
0570-05-1165 固定電話からかける場合は市内通話料金で通話できます

札幌北年金事務所（年金加入記録の窓口相談）
〒001-8585 札幌市北区北 24 条西 6 丁目 2 - 12
予約専用電話 0570-05-4890 固定電話からかける場合は市内通話料金で通話できます

任意加入制度については

市民課国民年金担当または、各支所市民福祉課へご相談ください。

市民課国民年金担当：72-3122
厚田支所市民福祉課：78-2886
浜益支所市民福祉課：79-2112

